

令和2年4月15日

## 安来市発注の工事・業務の受注者の皆様へ

安来市総務部管財課

全国的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、県内で感染者が確認されたことから、今後、県内の工事・業務についても影響が予想されます。

つきましては、安来市発注の工事・業務の取り扱いについては以下のとおり対応をお願いします。

### 1. 感染予防対策の徹底

- ① 厚生労働省が発表する情報の収集及び作業従事者等への周知をしてください。
- ② 工事等従事者の感染予防策（手洗い、咳エチケットの励行等）を徹底してください。
- ③ 工事等従事者の健康管理（始業時の健康状態報告等）に留意してください。
- ④ 受注者が企画する現場見学会等は、感染拡大防止のため中止を検討してください。

### 2. 工事等従事者で感染者あるいは感染が疑われる者が発生した場合

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。
- ③ 自宅待機や工事現場等における必要な措置については、保健所等の指示に従って適切に対応してください。

### 3. 新型コロナウイルスの感染の影響により資材（2次製品含む。）調達、人員（下請契約先含む。）の配置ができなくなった場合

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 現場作業の継続が難しい場合（資材調達のめどが立たない等）は、工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。

### 4. 休校の影響や受注工事・業務を県外事務所等で実施（県外工場製作、設計業務等）している場合において感染拡大防止等の観点から、工事・業務の継続が困難となった場合

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。

### 5. 休校に伴う建設業法上の取扱いの明確化について

技術者の「専任」、監理技術者等の途中交代、恒常的な雇用関係の取り扱いについては、国土交通省通知（令和2年2月28日付け国土建第482号）に準じるものとします。

なお、工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について一時中止を指示し、あわせて工期延長、請負代金の変更を行うなど適切に対応します。

#### 【問い合わせ先】

安来市総務部管財課

入札契約係 0854-23-3037